

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和5年3月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	5件
-----------------	----

厚生年金保険関係	5件
----------	----

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200242号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200040号

第1 結論

請求者のA社における平成29年7月31日の標準賞与額を21万8,000円、平成30年12月20日の標準賞与額を53万6,000円、令和元年12月20日の標準賞与額を55万6,000円に訂正することが必要である。

平成29年7月31日、平成30年12月20日及び令和元年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年7月31日、平成30年12月20日及び令和元年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成29年7月31日
② 平成30年12月17日
③ 令和元年12月20日

A社から支給された請求期間①、②及び③の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成29年分、平成30年分及び令和元年分の給与所得に対する源泉徴収簿及び事業主の回答によると、請求者は、同社から、請求期間①は21万8,000円、請求期間②は平成30年12月20日に53万6,000円、請求期間③は55万6,000円の賞与の支払を受け、各賞与から、請求期間①は21万8,000円、請求期間②(平成30年12月20日)は53万6,000円、請求期間③は55万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年11月に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200243号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200041号

第1 結論

請求者のA社における平成29年7月31日の標準賞与額を18万円、平成30年12月20日の標準賞与額を36万円、令和元年12月20日の標準賞与額を38万円に訂正することが必要である。

平成29年7月31日、平成30年12月20日及び令和元年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年7月31日、平成30年12月20日及び令和元年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成3年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年7月31日
② 平成30年12月17日
③ 令和元年12月20日

A社から支給された請求期間①、②及び③の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成29年分、平成30年分及び令和元年分の給与所得に対する源泉徴収簿及び事業主の回答によると、請求者は、同社から、請求期間①は18万円、請求期間②は平成30年12月20日に36万円、請求期間③は38万円の賞与の支払を受け、各賞与から、請求期間①は18万円、請求期間②(平成30年12月20日)は36万円、請求期間③は38万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年11月に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200244号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200042号

第1 結論

請求者のA社における平成29年7月31日の標準賞与額を19万8,000円、平成30年12月20日の標準賞与額を39万6,000円、令和元年12月20日の標準賞与額を41万6,000円に訂正することが必要である。

平成29年7月31日、平成30年12月20日及び令和元年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年7月31日、平成30年12月20日及び令和元年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年7月31日
② 平成30年12月17日
③ 令和元年12月20日

A社から支給された請求期間①、②及び③の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成29年分、平成30年分及び令和元年分の給与所得に対する源泉徴収簿及び事業主の回答によると、請求者は、同社から、請求期間①は19万8,000円、請求期間②は平成30年12月20日に39万6,000円、請求期間③は41万6,000円の賞与の支払を受け、各賞与から、請求期間①は19万8,000円、請求期間②(平成30年12月20日)は39万6,000円、請求期間③は41万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年11月に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200245号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200043号

第1 結論

請求者のA社における平成29年7月31日の標準賞与額を20万円、平成30年12月20日の標準賞与額を40万円、令和元年12月20日の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

平成29年7月31日、平成30年12月20日及び令和元年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年7月31日、平成30年12月20日及び令和元年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年7月31日
② 平成30年12月17日
③ 令和元年12月20日

A社から支給された請求期間①、②及び③の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成29年分、平成30年分及び令和元年分の給与所得に対する源泉徴収簿及び事業主の回答によると、請求者は、同社から、請求期間①は20万円、請求期間②は平成30年12月20日に40万円、請求期間③は40万円の賞与の支払を受け、各賞与から、請求期間①は20万円、請求期間②(平成30年12月20日)は40万円、請求期間③は40万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年11月に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200247号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200044号

第1 結論

請求者のA社における平成30年8月31日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。
平成30年8月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年8月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年8月31日

A社から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する賞与賃金台帳及び源泉徴収簿によると、請求者は、請求期間において、同社から500万円の賞与の支払を受け、当該賞与から標準賞与額の上限となる150万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年9月16日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200196号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2200006号

第1 結論

昭和62年*月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年*月から平成元年3月まで

私は、20歳になった昭和62年*月頃、A市に住んでおり大学在学中であったが、B市の実家に住んでいた母が私の国民年金の加入手続きを行い、納付方法は定かではないが請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたことを以前母から聞いた。

しかし、年金記録では、請求期間における国民年金の加入記録及び国民年金保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の母は既に死亡しており、請求者自身は請求期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与していないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、請求期間は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月より前の期間であり、請求期間当時に学生であった請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金に任意加入し、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるところ、オンライン記録によると、請求者は、これまでに国民年金の被保険者となった記録はない上、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったものの、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者の母は、請求者の請求期間に係る保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、戸籍の附票により請求者が請求期間において住所を定めていたことが確認できるA市及び請求者が請求期間当時に実家があったとするB市は、いずれも請求者に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況について確認できる資料は保存していない旨回答している。

このほか、請求者の母が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。